

日本と中国における動詞「誦」字の意味用法

―「誦す」との関わりを中心に―

柚木靖史

はじめに

平安時代の仮名作品の代表作である『源氏物語』は、和語を基調とする文体であるが、多くの漢語も使用されている。『源氏物語』で使われた漢語のなかには、資料¹に示すように一字からなる漢語サ変動詞の語基として使用されるものもある。漢字一字からなるこれらの漢語は、もともと中国における漢字の意味に由来するかのようにもみえるが、その詳細については、明らかにされているとは言い難い。今後、『源氏物語』に使用された漢語サ変動詞の語基の一漢字一漢字につき、詳細な検討が必要である。中国における漢字の意味と、漢語サ変動詞の語基の意味とを比較することにより、日本における漢語成立の過程の一端を知ることができる。そして、また、日本における漢語サ変動詞の成立過程が明らかになれば、和語を基調と

する『源氏物語』のような和文において、漢語が果たした役割を明らかにすることができ、日本における漢語受容の実態の一端を知る手掛かりとすることができると考える。

さて、本稿で取り上げる一字漢語サ変動詞の語基は、「誦」字である。漢語サ変動詞の語基を成す漢語が、どのように成立したかということについては、不明な点が多い。漢語サ変動詞の語基となる漢語は、漢字としてもともと中国でどのような意味であり、その意味をどのように日本に移入したのか、また、その移入にあたっては、日本独自の意味が付加したり、あるいはもともと中国での漢字の意味に対して、意味の拡大縮小といったことが生じているのかといったことも明らかにする必要がある。そのためには、一字漢語サ変動詞の語基を成す漢字について、個々の漢字についての検証が必要である。このような問題意識に立って、一字漢語サ変動詞の語基を成す漢字を、統一的に「動詞「X」字」と書き表すことにし、本稿では、「誦

の動詞「誦」字の意義特徴として、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」といった特徴と、後述するように、古代中国文献の動詞「誦」字には、「節をつける」という意義特徴も想定し得るので、この意義特徴も一つ加えて、「諳んじていることを口ずさむ」の意義の動詞「誦」字の意義特徴として「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」「節をつける」とし、この意義特徴の束としての意味を「諳んじていることを口ずさむ」と表現している。

以下、動詞「誦」字の意味について検討する。

ただ、実際には、1の用例の動詞「誦」字もそうであるが、実際には、これらの個々の意義特徴を含んでいるかどうかということについて、ひとつひとつ、文脈から判定することは難しい。しかし、ひとつひとつの用例の判定は難しいにしても、他の用例の検討をおして、意義特徴を含んでいると考えても矛盾しない場合は、そのことによって意味を判断していくことにする。このような方針で、以下、個々の用例の動詞「誦」字の意味について検討していくこととする。

まず、先に挙げた用例1では、「度目」とあるように、「書記されている文章に目をおした結果」、その文章内容を覚え、そして「誦口」とあることから、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、口承や文章として伝わったもの」という意義特徴を含むと考えられる。「節をつける」という意義特徴を含むかどうかというについては不明である。

用例2の「撰録稗田阿礼所誦之」は、稗田阿礼が「諳んじている」文章を撰び、口ずさむという意味である。行為の主体（稗田阿礼）も、行為の対象も用例1の動詞「誦」字と同じである。このように、『古事記』の動詞「誦」字は、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」「節をつける」という意義特徴の束としての「諳んじていることを口ずさむ」という意味であると考ええる。

次に、『日本書紀』には、次の2例が認められる。³⁾

3 朕聞、古聖王之世、人人誦詠徳之音、家家有康哉歌。

(2冊目 仁徳天皇 32頁1行目)

4 京及畿内諸寺梵衆、亦当五日誦経。(3冊目 持統天皇

516頁9行目)

用例3の「人人誦詠徳」とは、「人々が聖王の徳を讃える詩を暗唱して読み上げる」という内容を表わす。意義特徴としては、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」「節をつける」のうち、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」という特徴を含んでいる。「節をつ

ける」という特徴を含んでいるかどうかについては、文脈から判断できない。このように、用例3で使われている動詞「誦」字も、『古事記』と同じく、「諳んじていることを口ずさむ」であると考えられる。

用例4にある「誦経」は、動詞「誦」字が、行為の対象として「経」をとる例である。このような例は、仏典、日本の古記録に類出する。

「誦経」とは、今日でも行われている、僧侶がお経を唱える読経とほぼ同じ行為を指すと考えてよいであろう。「読経」と「誦経」とは、語が異なるので、意味する行為そのものに違いがあるであろうが、ここでは、その区別は置くとし、現代に行われている「誦経」とは、僧侶が覚えている経文を唱えたり、経文を見ながら経文を声に出して唱えたりする行為であると考えるべきであろう。「誦経」という行為をこのように考えれば、「経」を行為の対象とする動詞「誦」字の意義特徴として、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「節をつける」を含んでいると判断することができる。行為の対象は「経」であり、厳密には、「伝承や文章として伝わったもの」とはいえないかもしれないが、「経」も代々伝えられていくものであり、文字として書きとどめられているものであるから、「伝承や文章として伝わったもの」という意義特徴も認めてよいであろう。したがって、用例2のような、「経」を行為の対象とする動詞「誦」字の

意味も、「諳んじていることを口ずさむ」とすることができ。以上みてきたように、『古事記』と『日本書紀』の動詞「誦」字の意味は、いずれも「諳んじていることを口ずさむ」という意味を表わしていると結論づけることができる。

二 中古の古記録における動詞「誦」字

古記録に使われた「誦」という漢字は、そのほとんどの例が、「諷誦」「誦経」「念誦」「暗誦」「読誦」という、二字熟語の形で、名詞や動詞として使われる。「誦」単独で使われた動詞「誦」字は、次に示すようにその行為の対象は、ほとんど「経」であり、「和歌」など、「経」以外を行為の対象にとる例は、ごくわずかである。⁽⁴⁾

〔経類を行為の対象にした例〕

- 1 清範師来、聊令祈願、兼令誦法華經。(小右記 永祚一年五月十日 1冊目181頁)
- 2 只召阿闍梨道命、令誦法華經、(小右記 長和四年閏六月十二日 4冊目48頁)
- 3 良憲師今日帰山、三ヶ夜於枕上令誦法華經。(小右記 万寿四年十二月四日 8冊目45頁)

- 4 仍毎日誦尊勝陀羅尼五十遍、可祈息災。(小右記 寛弘二年一月二十四日 2冊目92頁)
- 5 先日可読尊勝陀羅尼五十遍之由面相示了、而遍數太多、仍可奉誦卅遍者。(小右記 寛弘二年二月四日 2冊目94頁)
- 6 次御導師參上、三人、其儀如例、後夜御導師誦錫杖之間被綿(小右記 寛仁三年十二月二十七日 5冊目225頁)
- 7 僧等高声誦藥師觀音偈、不尽、每二段拜礼了。(小右記 治安三年十二月二十三日 6冊目250頁)
- 8 戊剋了御懺法初、暫後了、其後僧達誦讚。(殿曆 康和三年十月二十三日 1冊目78頁)
- 1から8の動詞「誦」字は、すべて「經」を行為の対象とする例である。用例1、2、3の動詞「誦」字の行為の対象は「法華經」で、用例4と5の動詞「誦」字の行為の対象は「尊勝陀羅尼」で、用例6の行為の対象は「錫杖經」で、用例7の行為の対象は「藥師觀音偈」で、用例8の行為の対象は「讚」である。これら、「經」を行為の対象にとる動詞「誦」字は、第一節の『日本書紀』で述べたように、意義特徴から見て「誦んじていることを口ずさむ」という意味であると考えられる。したがって、上代の『古事記』『日本書紀』とその後成立した古記録の動詞「誦」字の間に、意味の違いは見られない。

古記録の動詞「誦」字は、そのほとんどの例が、行為の対象として「經」を行為の対象にとるが、「經」以外を行為の対象とする動詞「誦」字の例も、次に示す例のように、わずかながら確認できる。

〔和歌・雅楽・文書を対象にした例〕

- 9 此世乎は我世とぞ思望月乃虧たる事も無と思へハ、余申云、御歌優美也、無方酬答、満座只可誦此御哥。(小右記 寛仁二年十月十六日 5冊目53頁)
- 10 先是朗詠、誦万歳千秋、各給疋絹、(小右記 治安元年八月二十二日 6冊目39頁)
- 11 又用一字事、代々御諱又如此、孔子母名徵^{シヨウ、サイ}在^{ト大}、不言徵云々、被誦此文、尤可然。(民經記 寛元元年二月二十六日 8冊目206頁)
- 9の「只可誦此御哥」とは、藤原道長が詠んだ和歌を、満座の人々で声に出して読むという内容である。この例の動詞「誦」字の意味は、經を行為の対象にとった動詞「誦」字の意味と同じく、「誦んじていることを口ずさむ」であると考えられる。道長の詠んだ和歌を満座の人々が声に出して唱えることを表わし、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」という意

義特徴が含まれている。行為の対象は、道長が声に出して詠んだ歌である。なお、「節をつける」という意義特徴を含むかどうかは定かではないが、現在でも宮中での歌会始めの儀がそうであるように、和歌は節をつけて読み上げられたと考えられる。したがって、「節をつける」という意義特徴も含まれると考えてよいであろう。

10の「誦万歳千秋」とは、勸学院歩の儀式で、「万歳楽や千秋楽を声に出して唱える」という内容である。行為の対象は、「万歳楽千秋楽」である。この例の動詞「誦」字の意味も「諳んじていることを口ずさむ」であり、意義特徴としては「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」「節をつける」すべてを含んでいると考えてよいであろう。行為の対象が雅楽なので、「節をつける」という意義特徴も含まれる。11は、意見文を行為の対象にとった例である。この動詞「誦」字の意味も、「諳んじていることを口ずさむ」と考えてよいであろう。年号を定めるに当たり、「貞吉」の「吉」が中宮の名前の一部に含まれることが問題となり、名前は、「孔子」のように、他方を略して一字で読むから、問題ないことを述べた意見文を、識者が読み上げるという内容である。識者が、諳んじていた有職故実書の一説を、節をつけて開陳したのであろう。したがって、和歌や雅楽を行為の対象にとる動詞「誦」字と同じく、この場合も、「文章を覚える」「文章

を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」「節をつける」という意義特徴をすべて含んでいると考えてよいであろう。

三 中国漢文における動詞「誦」字

漢字「誦」の意味について、『字統』⁽⁵⁾では、「鄭玄注」に倍文(暗誦)と曰ひ、聲を以て之を節するを誦と曰ふ」とみえる。古くは呪誦を誦といった。⁽⁵⁾と記されている。このように、「誦」という漢字は、中国ではもともと、暗誦した詩文等を節をつけて音読することを意味するようである。このことを確認するために、本節では、古代中国文献の動詞「誦」字の意味について、『漢書』『史記』『文選』といった文献の用例に基づきながら、平安時代にすでに日本に伝わり、王朝の文学に影響を与えた古代中国文献における動詞「誦」字の意味について検討する。

三―一 『史記』

ここでは、『日本現在書目』に見えるように、平安時代にはすでに日本に伝来していた『史記』を対象に、動詞「誦」字の意味を検討する。『史記』が、平安時代の宮廷人にとって重要な書物であったことは、たとえば、『源氏物語』で、源氏が夕霧に『史記』を教えるところからもうかがい知ることができる。

次に示すように、『史記』の動詞「誦」字の意味も、「諳んじていることを口ずさむ」であると考えられる。

- 1 誦其所聞。(樂書 史記四 86頁3行目)⁶⁾
- 2 年十八、以能誦詩屬書聞於郡中。(屈原賈生列伝第二十四 史記九 351頁7行目)

用例1の「誦其所聞」とは、「以前聞いて覚えたことを声に出して唱える」という内容である。用例1の動詞「誦」字の意義特徴としては、「其所聞」とあるので、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、伝承や文章として伝わったもの」を含んでいると考えられる。「節をつける」という意義特徴を含んでいるかどうかについては、文脈からは判断できない。ここでの動詞「誦」字の行為の対象が何であるかということは、文脈から特定することは出来ないが、「其所聞」とあるので、伝承によって伝えられた文章かと思われる。

用例2の動詞「誦」字の行為の対象は、「詩経」である。動詞「誦」字の意味は、用例1と同じで、「諳んじていることを口ずさむ」である。1の例と同じように、「文章を覚える」「文章を思い出す」という意義特徴を含み、「対象は、伝承や文章として伝わったもの」という意義特徴も含む。ここでは、「声に出して言う」「節をつける」という意義特徴を含んでいるかどうかにつ

いて、文脈からは判断できない。

- 3 従臣思迹、本原事業、祇誦功德。(秦始皇本紀第六 史記一 329頁9行目)
- 4 群臣相與誦皇帝功德、刻于金石以為表經。(秦始皇本紀第六 史記一 335頁14行目)
- 5 群臣誦功。請刻於石、表垂常式。(秦始皇本紀第六 史記一 338頁11行目)
- 6 群臣嘉德、祇誦聖烈。(秦始皇本紀第六 史記一 340頁3行目)
- 7 群臣誦功、本原事迹、追首高明。(秦始皇本紀第六 史記一 359頁2行目)
- 8 従臣誦烈、請刻此石。(秦始皇本紀第六 史記一 359頁10行目)

3の「祇誦功德」、4の「群臣相與誦皇帝功德」、5の「群臣誦功」、6の「祇誦聖烈」、7の「群臣誦功」、8の「従臣誦烈」の行為の対象である「功德」「功」「聖烈」「烈」は、「帝の功德」として一括でき、したがって、これらの動詞「誦」字の意味もみな「諳んじていることを口ずさむ」である。経や和歌などを行為の対象にとる動詞「誦」字と同じように、みな、意義特徴として、「文章を覚える」「文章を思い出す」「対象は、文章とし

て伝わったもの」を含む。すべて、始皇帝の功績をほめたたえる文章を、帝のいる公式の場で、臣下が帝の功德を読み上げることから、「声に出す」という意義特徴も含まれると考えてよいであろう。「節をつける」という意義特徴が含まれているかどうかについては、用例からは判断できないところではあるが、公式の場で「節をつけて帝をほめたたえた」と考えて、矛盾するような例は存しない。

このように、「史記」の動詞「誦」字の意味は、すべて「諳んじていることを口ずさむ」であると考えることができるといえる。

三―二 『漢書』

次に、早く『日本現在書目』に見えるように、古くから日本に作品が齎されていた『漢書』を対象に、動詞「誦」字の意味を検討する。

『漢書』の動詞「誦」字の意味も、次に示すように「諳んじていることを口ずさむ」であると考えられる。

- 1 故尽徒之上令誦詩、通習能説。(一 卷十一 哀帝
102下右8行目)⁽⁷⁾
- 2 在何法令、不能对、令誦尚書又廢。(一 卷十一 哀帝
102下右9行目)
- 3 乃立樂府、采詩夜誦、有趙代秦楚之謳。(一 卷二十二

札樂志第二 259上右1行目)

- 4 孔子曰、誦詩三百。使於四方不能顯对。雖多亦奚以為。
(一 卷三十 芸文志 427上左5行目)

- 5 今則不然、深閉固距、而不肯試、猥以不誦絶之。(一
卷三十六 楚元王伝第六 483上右4行目)

- 6 賈誼雒陽人也。年十八以能誦詩書屬文。(二 卷四十八
賈誼伝第十八 547上右3行目)

- 7 當時大治、後世誦聖。(二 卷四十八 賈誼伝第十八
551上左5行目)

- 8 夫多誦而不知其説、所謂勞苦而不為功。(二 卷四十九
爰盎鼂伝第十九 561上右12行目)

1の「故尽徒之上令誦詩」は、「定陶王にことごとく詩を諳んじさせ、そして唱えさせる」という内容で、行為の対象は「詩」である。2の「令誦尚書又廢」は、中山王に尚書を諳んじさせ、それを唱えさせると、途中で忘れて言えなくなつたという内容で、行為の対象は、「尚書」である。「廢」とは「忘れる」という意味と考えられるので、逆に動詞「誦」字の意義特徴としては、「文章を覚える」「文章を思い出す」が含まれると考えられる。3の「采詩夜誦」は、詩を採取して夜に諳んじさせ、唱えさせるといふ内容で、行為の対象は「詩」である。5の「猥以不誦絶之」は、「左氏伝を諳んじて口ずさむことを拒絶する」と

いう内容で、行為の対象は「左氏伝」である。6の「年十八以能誦詩書」は、「十八歳で詩書を誦んじることができた」という内容で、行為の対象は「詩」である。7の「後世誦聖」は、「後世まで、天子の徳が誦んじられ唱えられる」という内容で、行為の対象は、「帝の功德」である。「帝の功德」を行為の対象にとる動詞「誦」字については、先に、「史記」のところで述べた。8の「多誦而不知其説」は、「多くの書物を誦んじ口ずさんでも、その説く内容を知らない」という内容で、行為の対象は、「多くの書物」である。これらの用例の動詞「誦」字の意味も、すべて「誦んじていることを口ずさむ」であると考えられる。意義特徴に、「声に出す」が含まれるかどうかについては、次の9の例によって確かめられる。

- 9 故哀樂之心感而歌詠之声發。誦其言謂之詩。詠其声謂之歌。故古有采詩之。(卷三十 芸文志第十 421下右3行 目)

9の「誦其言謂之詩」は、「心に感じたことを言葉に出して唱えることを、詩という」という内容で、「其言」とあることから、「声に出す」という意義特徴を含むと考えることができる。なお、「対象は、口頭による伝承や文章の記録として伝わったもの」という意義特徴については、『漢書』の例は、「尚書」や「左氏伝」

のような、すべて文章の記録によって伝わったものである。「節をつける」という意義特徴を含むかどうかについては、用例からは判断できない。

なお、次の10の例は、「歌」と「誦」の意味の違いを示す例として注目される。すなわち、「歌わずに誦すことを賦という」と説明される。「賦」とは、その場で作り出すのではなく、すでに作られた詩文を思い出して節をつけて唱えることを言うと言明しているであろう。

- 10 伝曰、不歌而誦謂之賦。(卷三十 芸文志 429下左5行 目)

三—三 『文選』

ここでは、『日本現在書目』に見えるように、古くから日本に作品が齎されていた『文選』を対象に、動詞「誦」字の意味を検討する。

- 1 誦六芸以飾姦、焚詩書而面牆。(賦篇中 西征賦 217頁 7行目)⁽⁸⁾
- 2 詠世徳之駿烈、誦先人之清芬。(賦篇下 文賦 246頁4行目)
- 3 誦以永周旋 匣以代兼金。(詩篇下 答顔延年 391頁)

12行目)

4 目所一見、輒誦於口、耳所暫聞、不忘於心。(文章篇上
薦襴衡表 248頁3行目)

5 可令憲事小吏諷而誦之。(文章篇中 與吳季重書 262頁
4行目)

6 深閉固距而不肯試、猥以不誦絶之。(文章篇中 移書讓
太常博士 346頁7行目)

7 南容三復白珪、孔子睹其慎戒、太子擊誦晨風、文侯論
其指意。(文章篇下 四子講德論 159頁2行目)

8 張良受黃石之符、誦三略之說。(文章篇下 運命論 245
頁6行目)

1の「誦六芸以飾姦」は、王莽が、六種の經典を口ずさみ、
悪事を飾ったという内容で、行為の対象は「經典」である。2
の「誦先人之清芬」は、先人のすばらしい功績を口ずさむとい
う内容で、行為の対象は先人の功績である。先人の功績が記録
された文章を指すのであろう。3は、顔延年の文章を誦んじ口
ずさんで、長く大切にするという内容で、行為の対象は顔延年
が書いた文章である。4の「目所一見、輒誦於口」は、一見し
ただけで、すぐに諳んじて口ずさむという内容である。5の動
詞「誦」字の行為の主体は憲事小吏で、行為の対象は文章であ
る。6の動詞「誦」字の行為の主体は学者で、行為の対象は教

学の書である。7の動詞「誦」字の行為の主体は太子擊で、行
為の対象は晨風の詩である。8の動詞「誦」字の行為の主体は
張良で、行為の対象は三略の説である。

これらの動詞「誦」字の行為の対象は、すべて文字に記録さ
れた文章である。動詞「誦」字の意味は、すべて、「諳んじてい
ることを口ずさむ」である。意義特徴として、「文章を覚える」
「文章を思い出す」「声に出して言う」「対象は、文章として伝
わったもの」を含む。ただし、「節をつける」という意義特徴を
含むか含まないかということについては、用例から帰納できな
い。おそらく、「節をつける」という意義特徴を含むであろうと
私は考えている。

行為の対象として文章をとるものの、先人が著した有名な詩
文ではなく、次の例のように、自分の意見書を行為の対象にと
る例も存する。

9 無待干戈、聊用辭辯、片言而求三輔、一説而定五州、
斯路何階、人誰或可進謀。誦志以沃朕心。(文章篇上 永
明十一年策秀才文五種 237頁9行目)

9の「誦志以沃朕心」は、志を唱えて朕の心を豊かにしてほ
しいという内容で、行為の対象は「志」、すなわち「意見」であ
る。「意見を記した文書」を諳んじて、口頭で帝に進言すること

を言うのであろうが、自分の認めた意見書であるから、先人の著した有名な詩文を行為の対象にとる例と比べて、「文章を覚える」「文章を思い出す」という意義特徴の存在が不明である。それでも、ここでは、意見書をそのまま読み上げるのではなく、自分の志を文章にしたものを誦んじて進言することを、ここで動詞「誦」字は表現しているとみて、「誦んじていることを口ずさむ」という意味としてよいであろう。

以上、古来、日本に大きな影響を及ぼした『漢書』『史記』『文選』という中国文献を対象に、動詞「誦」字の意味について検討してきた。その結果、すべて「誦んじていることを口ずさむ」という意味として解することができることを確認した。

先に述べたように、『日本書紀』や『古事記』の動詞「誦」字の意味も「誦んじていることを口ずさむ」である。したがって、日本の上代文献と言える『日本書紀』や『古事記』の動詞「誦」字の意味は、中国文献の動詞「誦」字の意味に基づいているということがことができる。

四 訓点資料の「誦す」

動詞「誦」字は、どのように読まれたのであろうか。『色葉字類抄』には、「誦」の読みとして、「トナフ」「ヲシフ」「ヨム」「ナラフ」「ナガム」「オボユ」「シウス」が掲載されている。(濁

点は私に付した⁹⁾『色葉字類抄』で、このように「誦」字に対して、複数の和語動詞の読みが掲載されているのは、中国漢文の個々の文脈に応じて、「誦」を「トナフ」「ヨム」などと読み分けられたためであろうか。ただ、後でも示すように、訓点資料で「誦」字を、このような和訓で読んだ例を見出すことは容易ではない。複数の和語動詞に混じり漢語サ変動詞の「シウス」も掲載されていることは注目される。『色葉字類抄』において、「シウス」という読みは、「誦」単体で掲載され、「誦」に合点が施されている。この掲載の仕方がなされているのは、「誦」の訓として、他の和訓と異なり、「シウス」という漢語サ変動詞の読みの方が、広く行われていたことを示すのであろう。

次に、訓点資料を対象に、動詞「誦」字がどのように読まれたかということについて検討する。以下、資料ごとに、用例を挙げる。ただし、「誦」の用例数が多く、すべての用例を挙げることはできないので、漢語サ変動詞「誦ス」として読まれたことが示せるよう、音読されたことが分かる例や、活用形の異なる例を中心に挙げる。

まず、仏典の訓点資料の「誦ス」としては、次のような例がある。なお、用例に示した仏典における動詞「誦」字の行為の対象は、すべて、真言や経である。

- 成実論(天長五年)¹⁰……1例のうち1例を示す
- 1 此の寂滅法の中に於て若(しは)聴キ若(しは)誦し若(しは)自(ら)思惟するいは「則」速(に)解脱しぬ。
(81下7)
- 弁中邊論(天曆頃)¹¹……1例のうち1例を示す
- 2 四(は)若(し)他の誦シ読(す)ルを心(を)專(にし)て諦に聽(する)(14頁上段12行目)
- 興聖寺本大唐西域記(平安時代中期加點)¹²……2例のうち2例を示す
- 3 日(に)數方言を誦すと。(32頁10行目)
- 4 日に三万二千言を誦シ兼(ネ)て三万二千字を書く。
(44頁3行目)
- 西大寺本護摩蜜記(長元八年)¹³……40例のうち4例を示す
- 5 次(に)杵を執(り)て辨事の真言を誦して香木二器加持せよ(79・下10)
- 6 先(つ)普礼の真言を誦す可き歟(79頁・上9)
- 7 初の油の時より芥子に干誦する所の真言、遍數、定む可(から)不(87頁・上3)
- 8 次(に)胡跪合掌して供養文を誦せよ(80頁・上6)
- 興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝(延久三年)¹⁴……5例のうち4例を示す
- 9 即(チ)起(チ)テ経ヲ誦シ、觀音菩薩ヲ念ス(卷第
- 1 210行目)
- 10 時二更(ニ)一ノ胡僧有(リ)、至(リ)テ為ニ呪ヲ誦ス(卷第2 130行目)
- 11 式(テ)歌ヒ且(ハ)舞(ヒテ)咸(ク)誦(去)シテ心(ニ)在(ク)卷第8 425行目)
- 高山寺藏大毘盧遮那成仏経疏(永保二年)¹⁵……39例のうち5例を示す
- 12 若(し)更に能く誦せむ者は、兼(ね)て「持」第二院の四菩薩と第三院の釈迦等の上首の諸尊とを持せよ。(卷第4 559行目)
- 13 而(る)を真言者・要す、口に梵文を誦し・心に亦之を觀することを須(る)る(卷第3 488行目)
- 14 然して後に、大悲心を興し・誠を至(し)て懃(重)に請・白阿利沙の偈を誦すべし(卷第4 504行目)
- 15 乃至都て諸位を誦することも・亦得む「也」(卷第4 559行目)
- 16 力(墨訓)極(り)て誦せよ(卷第4 271行目)
- 立本寺本妙法蓮華經(寛治元年―承德三年)¹⁶……15例のうち4例を示す
- 17 阿難、若(し)比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・天龍八部・一切衆生の大乗を誦せむ者(113頁下段)
- 18 大乘経を誦し(116頁上段6行目)

- 19 今大乘方等經典を誦す(121頁上段8行目)
- 20 或いは菩薩の而も比丘と作(り)て独り閑静に處して樂たがフて經典を誦するを見る(4頁下段12行目)
- 天理図書館藏妙法蓮華經(寛治二年)⁽¹⁷⁾……2例のうち1例を示す
- 21 葉王在在処々に若(し)は説き若(し)は読し若(し)は誦し若(し)は書し若(し)は経卷の所住の(之)処に皆七宝の塔を起立也ツ応へシ(40頁上13行目)
- 唐招提寺本金光明最勝王經(十一世頃)⁽¹⁸⁾……11例のうち5例を示す
- 22 呪を誦(西)せせむと欲はむ時には、先づ當に名を称(西)して(し)て三・宝及薛室羅末拏天王を敬礼せよ。(66頁9行目)
- 23 前(西)の心誦(西)してして昼夜に心に繫(西)ケテけヨ(67頁10行目)
- 24 受持(西)せせむと欲(西)ははむ者(西)ヒトは先づ當に此の護身の「之」呪を誦すべシ(66頁8行目)
- 25 世尊、我(西)レレ若(西)しし此の呪を誦する「之」人を見、復(西)ハ人の復見(西)ムむ(と)して(70頁16行目)
- 26 次に本呪を誦(西)せせよ(66頁9行目)
- 甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌(康和頃)⁽¹⁹⁾……52例のうち5例を示す
- 27 密言を誦せむ時に(2)35)
- 28 此の密言を誦して(1)47)
- 29 密言を誦スヘシ(2)31)
- 30 密言を誦すること三遍して(3)43)
- 31 三遍誦せよ(1)53)
- 広島大学八字文殊儀軌古点(永曆二年)⁽²⁰⁾……20例のうち4例を示す
- 32 若(シ)三遍を誦せば即(チ)大に住處を護らむ。(27行目)
- 33 三(タ)ひ誦して三(タ)ひ召請せよ。(218行目)
- 34 誦するに隨(ヒ)て、右に旋轉せよ(298行目)
- 35 若(シ)臥さむ時には、一百八遍を誦せよ(44行目)
- 和泉往来(文治二年)⁽²¹⁾……2例のうち2例を示す
- 36 或誦常在靈山(91行目)
- 37 口ニ不シテ誦詩篇(135行目)
- 金剛寺藏注好選の例(元久二年)⁽²²⁾……1例のうち1例を示す
- 38 房主誦法花經。(53丁裏)
- 次に漢籍の訓点資料の例を示す。
- 群書治要 經部⁽²³⁾……6例のうち5例を示す
- 39 史書を為ル。瞽詩を為ル。工箴諫を誦(去)す。(卷

第五 春秋左氏伝 中 310行目

40 輿・人之を誦(去)シテ曰(ク)、我が衣・冠を取(リ)而、褚フ「之」、我が田・疇を取(リ)而、伍(音説)す。

(巻第五 春秋左氏伝 中 443行目)

41 父王之功、天下誦(去)シ而、歌・舞す「之」。(巻第五 春秋左氏伝 中 498行目)

○ 文選(正安)⁽²⁴⁾……2例のうち2例を示す

42 但知誦虞・夏之書(403行目)

43 而誦之其詩(423行目)

以上、訓点資料で、動詞「誦」字を訓読した例を挙げてきた。用例に示すように、訓点資料では、ほほすべての動詞「誦」字を漢語サ変動詞として読んでいる。先に、『色葉字類抄』には、「誦」に対して、「トナフ」「ヲシフ」「ヨム」「ナラフ」「ナガム」「オボユ」「シウス」という訓が掲載され、特に「シウス」は「誦」字を単独で挙げ、それに合点が施されていることを述べた。これは、訓点資料で、ほほすべての動詞「誦」字を漢語サ変動詞で読んでいるという状況と関わるのであろう。逆に言うと、訓点資料では、ほとんど訓まらない「トナフ」「ヲシフ」「ヨム」「ナラフ」「ナガム」「オボユ」といったような和訓が、なぜ掲載されているかということのほうが疑問となるが、その明確な答えは今のところ見いだせない。『色葉字類抄』の訓は、訓点資料

のような読むための訓を集めたのではなく、書くための訓を集めた由である⁽²⁵⁾。恐らくは、そのようなことも、『色葉字類抄』で、「誦」に多様な訓が掲載されていることと関わってくるのである。ここで言えることは、訓点資料では、動詞「誦」字の読み方として、『色葉字類抄』に掲載されたような多様さは、現存する訓点資料からは、容易には探し求めることができないということである。

先に、中国文献の動詞「誦」字の意味は、すべて「諳んじていることを口ずさむ」であることを確認した。訓点資料の加筆者は、中国文献に使用されたすべての動詞「誦」字に対して、訓としては、「誦ス」が相応しいと判断したことになる。このようにみると、中国文献で使用された動詞「誦」字と、「誦ス」という訓と、そして「諳んじていることを口ずさむ」という意味は、深く結びついていたということができる。

五 『源氏物語』の「誦す」

最後に、『源氏物語』の「誦す」という語について触れておきたい。

「誦す」という漢語サ変動詞は、和語中心の文体である『源氏物語』にも、用例数が比較的多く認められる。ここでは、『源氏物語』で使用された「誦す」と、訓点資料の「誦す」との関係

についてみていく。訓点資料の「誦ス」は、中国文献の動詞「誦」字の意味である「誦んじていることを口ずさむ」と深く結びついていることを確認した。『源氏物語』の「誦す」も、「誦んじていることを口ずさむ」という意味であろうか。

さて、『源氏物語』の「誦す」は、次に示すように、「漢籍」「和歌」「漢文」「経」を行為の対象とする例が認められる。

以下、行為の対象ごとに用例を示し、「誦す」の意味について確認する。

まず、行為の対象として漢文を取る「誦す」について、例を挙げて確認する。

- 1 ふりにける頭の雪を見る人も おとらずぬらす朝の袖かな 幼き者は形かくれず」とうち誦じたまひても、鼻の色に出でていと寒しと見えつる御面影ふと思ひ出でられて、ほほ笑まれたまふ。(末摘花① 296頁15行目)
- 2 大宮の御兄弟の藤大納言の子の頭弁といふが、(途中略す) 大将の御前駆を忍びやかに追へば、しばし立ちとまりて、「白虹日を貫けり。太子畏ぢたり」と、いとゆるるかにうち誦じたるを、大将いとまばゆしと聞きたまへど、答むべきことかは。(賢木② 125頁8行目)
- 3 大将、頭弁の誦じつることを思ふに、御心の鬼に、世の中わづらはしうおぼえたまひて(賢木② 127頁6行目)

4 「二千里外故人心」と誦じたまへる、例の涙もとどめられず(須磨② 202頁13行目)

5 その夜、上のいとなつかしう昔物語などしたまひし御さまの、院に似たてまつりたまへりしも恋しく思ひ出できこえたまひて、「恩賜の御衣は今此に在り」と誦じつ入りたまひぬ。(須磨② 203頁7行目)

6 昔胡の国に遣はしけむ女を思しやりて、ましていかなりけん、この世にわが思ひきこゆる人などをさやうに放ちやりたらむことなど思ふも、あらむことのやうにゆつしう「霜の後の夢」と誦じたまふ。(須磨② 208頁12行目)

1は、末摘花邸の荒れ果てた様子や門番の老人やその娘のみすばらしい姿を見た源氏が、源氏の伴人たちに、和歌や漢文を口ずさむという内容で、行為の対象は、「幼き者は形かくれず」という白氏文集の一節である。源氏は、白氏文集の一節を思い出し、その一節を引用して、自ら作った和歌とともに側近に伝えていることから、ここでの「誦す」の意義特徴には、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」が含まれると考えられる。用例からは確認できないが、「節をつける」という意義特徴も、おそらく含まれるのであろう。2は、頭弁が源氏に向かつて、天皇への謀反の意があると、『史記』などの漢文の一

節を誦したという内容で、行為の対象は、「白虹日を貫けり。太子畏ぢたり」という漢文の一節である。既にある漢文の一節を源氏に聞こえるように、声に出したということから、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」という意義特徴を含む。また、「ゆるるかに」とあることから、何らかの「節をつけた」ということが想像される。3も、2と同じく、頭弁が漢文の一節を誦したという内容である。4は、須磨で憂いの日々を過ごす源氏が、白氏文集の一節を口ずさむという内容で、行為の対象は、「二千里外故人心」という白氏文集の一節である。「誦す」の意義特徴としては、用例1、2、3と同じく、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」を含み、おそらく「節をつける」という意義特徴も含んでいると考えられる。5は、源氏が、夜更けになってようやく菅家後集の一節を口ずさみながら、部屋の中に入ったという内容で、行為の対象は、「恩賜の御衣は今此に在り」という菅家後集の一節である。意義特徴については、これまでの「誦す」の例と同じである。6は、源氏が琴を弾きながら、王昭君の故事を思い出し、和漢朗詠集の一節を口ずさむという内容で、行為の対象は「霜の後の夢」という和漢朗詠集の一節である。

以上見てきたように、漢文を行為の対象にとる「誦す」には、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「節をつける」という意義特徴が認められた。これは、中国文献の動詞

「誦」字の意義特徴と合致する。

漢文を行為の対象とする「誦す」は、主体が、疑念や憂いなどの感情を抱いており、その思いを、その心情を表出するのに有効な漢文の一節を口ずさみ、聞き手に伝えるという行為を表している。この「誦す」が、主体の心を表出するという特徴は、中国文献の動詞「誦」字にはなかった特徴である。中国文献の動詞「誦」字は、「文章を覚える」「文章を思い出す」が特徴として強く表れており、和文の「誦す」のように、心情を相手に伝えるという特徴は、あまり顕著には認められない。このように考えると、「聞き手に心情を伝える」という意義特徴を、和文の「誦す」に加えるべきかもしれない。

次に、和歌を行為の対象とする例について、その意味を確認する。

7 「なぞ恋ひざらん」とうち誦じたまへるを、身にしみて

若き人に思へり。(若紫① 242頁8行目)

8 「さりや。年経ぬるしるしよ。」とうち笑ひたまひて、

「夢かとぞ見る」とうち誦じて出でたまふを、見送りて添

ひ臥したまへり。(末摘花① 304頁12行目)

9 「艶なるものさまかな」とて、御目とどめたまへるに

花の香は散りにし枝にとまらねどうつらむ袖にあさくし

まめや ほのかなるをご覧じつけて、宮はことごとしう

誦じたまふ。(梅枝③ 406頁12行目)

7は、尼君の死後、紫の上邸を訪れた源氏が、紫の上付きの女房である少納言と、紫の上との逢瀬について和歌をやりとりするという内容で、行為の対象は、後撰集所収の和歌の一節である。ここで、「誦す」の意義特徴について確認しておく、7の「誦す」にも、漢文を行為の対象とする「誦す」と同じように、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」という意義特徴が含まれ、確定することは出来ないが、おそらく「節をつける」という意義特徴も含まれる。7の例の場合、行為の対象は、文字として記録に残った和歌である。この和歌の一節は、紫の上に会いたいという主体（ここでは源氏）の心情を、和歌の一節に託して、聞き手である少納言に伝える内容である。その点からいえば、「聞き手に心情を伝える」という意義特徴は、この例の「誦す」にも認めてよいかもしれない。

8は、源氏と末摘花が、お互いの心情を古歌の一節を口ずさみながら、会話をしている内容で、行為の対象は「夢かどぞ見ると」という古今和歌集の一節である。ここでの「誦す」にも、7と同じ意義特徴が含まれている。行為の主体である源氏の心情、すなわち末摘花邸の惨状をあわれと見る思いを、聞き手である末摘花に伝えている。9は、源氏が主催する薫物合わせで、螢兵部卿宮が朝顔の和歌を見つけて口ずさむという内容で、行

為の対象は朝顔の作った和歌である。螢兵部卿宮は、自らが目に留めた朝顔の和歌を覚え、それを「ことごとしう」口ずさんで、皆に披露した。「ことごとしう」とあるのは、源氏が執心する朝顔の和歌を、ことさら大仰に披露し、伝えたいという思いがあったのであろう。

これらの例は、和歌を行為の対象とし、その一節を思い出し口ずさんでいることから、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」という意義特徴を含んでいると考えられる。「対象は、文章として伝わったもの」という意義特徴については、文章ではないが、文字化され、伝えられた和歌であり、この意義特徴も含んでいると考えてよいであろう。したがって、和歌を行為の対象とする「誦す」も、中国文献の動詞「誦」字の意義特徴を含んでいると考えられる。なお、先の漢文を行為の対象とする例のところでも述べたように、和歌を行為の対象とする「誦す」についても、「心情を聞き手に伝える」という意義特徴を含むとも考えられる。拙稿の筆者は、この「心情を聞き手に伝える」という意義特徴が、和文の「誦す」において、たいへん重要であると考えている。この意義特徴に、和文の「誦す」の表現的価値があり、単に、中国文献の動詞「誦」字の意味をそのまま反映したのではなく、和文の「誦す」の和語化の姿を見て取ることができるのである。

最後に、経を行為の対象とする「誦す」の例を挙げる。

- 10 かくて世は尽きぬるにやと心細く思ひまどふに、君はのどやかに経うち誦じておはす、(須磨② 218頁11行目)
- 11 やむごとなき僧どもさぶらはせたまひて、定まりたる念仏をばさるものにて、法華経など誦せさせたまふ。(御法④ 512頁15行目)

10は、須磨の地で、突然の暴風雨にもかかわらず、源氏は平然と経を口ずさんでいるという内容で、行為の対象は経である。このように経を行為の対象にとる動詞「誦」字は、先の訓点資料で見えてきたように、仏典中に多く見られる。また、我が国の古記録の動詞「誦」字は、ほとんどの例が、経を行為の対象にとる例である。11は、紫の上の死に接した夕霧が、高僧を呼んで、経を口ずさせるといふ内容で、行為の対象は、「法華経など」である。「定まりたる念仏をばさるものにて」とあるので、「経を誦す」という行為が、念仏とは違う行為であることを示している。具体的に、「誦す」と「念仏」の意味がどのように違うかということについては判然としないが、死後、四十九日間行、定例の念仏とは異なり、「誦す」は、私的な法要を指すのではないかと考える。経を行為の対象にとる「誦す」についても、漢文や和歌を行為の対象にとる「誦す」と同じように、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「節をつける」という意義特徴を含んでいると考えられる。これは、仏典や『日

本書紀」、中古の古記録にみられる経を行為の対象にとる動詞「誦」字の意義特徴と重なる。「文章を覚える」「文章を思い出す」とは、経文を読み上げるのではなく、覚えた経文の一節を口ずさむように唱える行為であると考ええる。「節をつける」のは、今でも経を挙げるときに共通する特徴である。このように考えると、11の「誦す」は、経文を読み上げる定例の念仏のように、高僧たちに口々に、経を見ながら読ませるのではなく、覚えている経文の一節を唱えさせることを意味したのではないかと考える。

先に、和文に見られる、漢文や和歌を行為の対象にとる「誦す」には、中国文献の動詞「誦」字の意義特徴に加えて、「心情を聞き手に伝える」という意義特徴が付与されるのではないかとこのことを述べた。この経を行為の対象にとる「誦す」も、「心情を聞き手に伝える」という意義特徴を含むと考えてよいのではなからうか。すなわち、単なる死者に対する弔いや、祈願するために仏に祈るのが「誦す」ではなく、経を口ずさむことによって、聞き手に「安心感」などの心情を誘発させることを目的とする行為が「誦す」ではなかっただろうか。たとえば、10の「誦す」は、突然の暴風雨で不安がり慌てふためく側近たちに向けて、「安全であること」を伝える源氏のメッセージが、「誦す」という行為をとおして、周囲の人々に伝えられているのである。11についていえば、紫の上の死去によって、悲しみに

うち沈む人々に対して、心の安楽を周囲の人々に与えるためのメッセージを送るために、夕霧は「誦す」という行為を、高僧たちに命じて行わせたのではなからうか。このように考えると、中国文献や我が国の古記録に多く見られる「誦経」を単に言い換えた表現が、「経を誦す」のではなく、行為の主体の心情を効果的に聞き手に伝える行為が、「誦す」の意味するところではないかと考えることができそうである。

おわりに

本稿では、動詞「誦」字を対象に、源氏物語に見られる「誦す」の漢語の部分を形成する動詞「誦」字の意味について考える立場から、中国文献に使われた動詞「誦」字の意味や、日本の上代文献の動詞「誦」字の意味、さらには古記録の動詞「誦」字の意味について、その相違点や共通点について検討し、さらには、源氏物語で使用される「誦す」との相違点や共通点について明らかにしてきた。

結果としては、源氏物語に見られる「誦す」と、中国文献や日本の上代や中古の古記録で使用された動詞「誦」字の意味には、意義特徴が同じであることからもいえるように、関連性が認められるものの、違いも認められることが分かった。

訓点資料では、動詞「誦」字を、ほぼ全て、「誦す」のように

漢語読みをしている。このような状況を見ると、源氏物語の「誦す」は、中国文献の動詞「誦」字の意味をそのまま取り入れているようにもみえる。

しかし、少なくとも源氏物語の作者は、「文章を覚える」「文章を思い出す」「声に出して言う」「節をつける」「行為の対象は、口頭や文章として伝えられたもの」という意義特徴のほかに、「心情を聞き手に伝える」という意義特徴を付与しているように見え、その点で、中国文献や日本の古記録等で使われた動詞「誦」字の意味と完全に一致するわけではない。「心情を聞き手に伝える」という意義特徴は、「文章を覚える」「文章を思い出す」に比べて、たとえば、恋する思いを相手に伝える場面なら、その気持ちを引き立てる記録を選びだし、「声に出して言う」「節をつける」は、伝えたい内容が効果的に伝わるように、堂々と落ちついて「節をつけて」て声に出したのである。このように、「心情を聞き手に伝える」ことを重視したところに、和文における「誦す」の存在意義があったのである。「誦す」は、「そらんず」「くちざさむ」「よむ」「ながむ」という語に置き換えることが可能なように見えるが、和文の用語にふさわしい意味を表す語として、心情を効果的に表す語として漢語を和語化させたのが、和文に使われる「誦す」ではなかったかと結論づけられるのである。

注

- (1) 資料1は『源氏物語大成』の校異篇と索引篇(池田亀鑑編著 中央公論社)にもとづき作成した。
- (2) 用例は、『古事記』(小学館 二〇〇三年 山口佳紀 他 校注・訳)による。
- (3) 用例は、『日本書紀』(小学館 一九九四年 小島憲之 他 校注・訳)による。
- (4) 用例の検索は、東京大学史料編纂所のホームページのデータベースのうち、古記録フルテキストによった。
- (5) 白川静『新訂 字統』(二〇〇七年 平凡社 465頁)
- (6) 『史記』における動詞「誦」字の検索は、漢籍電子文献のホームページを使用した。また、本文は、新釈漢文大系(明治書院 一九七三―二〇一四)によった。
- (7) 『漢書』における動詞「誦」字の検索は、漢籍電子文献のホームページを使用した。また、本文は、和刻本正史3・4(汲古書院 一九七三)によった。
- (8) 『文選』における動詞「誦」字の検索は、国訳漢文大成 文選 上・中・下の本文を筆者が通読する方法によった。本文は、新釈漢文大系(明治書院 一九六三―二〇〇二)によった。
- (9) 『色葉字類抄 研究並びに索引』(中田祝夫 峯岸明共著 風間書房 一九六四)による。それぞれの読みの所在箇所は、次のとおりである。
- 「トナフ」(前田本 ト辞上117・3)、「ヲシフ」(前田本 ヲ事上160・5)、「ヨム」(前田本 ヨ辞上130・5)、「ナラフ」(黒川本 ナ事申67・6)、「ナガム」(黒川本 ナ事申68・2)、「オボユ」(黒川本 オ事申130・2)、「シウス ジユ」(前田本 下144・2)
- (10) 「東大寺図書館蔵 成実論卷二十一天長五年点」(鈴木一男 『訓点語と訓点資料』 第八輯 一九五七)
- (11) 「聖語蔵 弁中邊論天曆点」(築島裕 『訓点語と訓点資料』 第一輯 一九五四)
- (12) 「興聖寺本大唐西域記卷十二併解説文」(曾田文雄 『訓点語と訓点資料』 第十四輯 一九六〇)
- (13) 「西大寺蔵本護摩蜜記長元八年訓点の訓読文」(小林芳規 『訓点語と訓点資料』 第一輯 一九五四)
- (14) 「興福寺本大慈恩寺三蔵法師傳古點の国語学的研究」(築島裕著 東京大学出版会 一九六五年―一九六七年)
- (15) 「高山寺古訓点資料 第三」(高山寺典籍文書綜合調査団 東京大学出版会 一九八六年)
- (16) 「立本寺蔵妙法蓮華經古点」(門前正彦 『訓点語と訓点資料』 別刊4、一九六八年)
- (17) 「妙法蓮華經卷第四の訓読文(その一)」(廣濱文雄 『訓点語と訓点資料』 第一輯 一九五四)
- (18) 「唐招提寺本金光明最勝王經の白点」(稲垣瑞穂 『訓点語と訓点資料』 第一輯 一九五四)
- (19) 「西南院本 甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌 康和点併解説文」(曾田文雄 『訓点語と訓点資料』 第十九輯 一九六一)、「西南院本 甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌 康和点併解説文(二)」(曾田文雄 『訓点語と訓点資料』 第二十輯 一九六二)、「西南院本 甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌 康和点併解説文(三)」(曾田文雄 『訓点語と訓点資料』 第二十一輯 一九六二)
- (20) 「廣島大學蔵八字文殊儀軌古點」(本文・校異・譯文)(井上親雄 『訓点語と訓点資料』 第三十九輯 一九六八年)
- (21) 「西南院蔵 和泉往来」(遠藤嘉基 『訓点語と訓点資料』 第十七輯 一九六一)
- (22) 「金剛藏法好撰」(後藤昭雄編 和泉書院影印叢書12 一九八八年)
- (23) 「宮内庁書陵部蔵本群書治要經部語彙索引」(小林芳規 他編 汲古書院 一九九六年)により用例を検索し、『群書治要 二』(尾崎

康 小林芳規共解題 汲古書院 一九八九年)により本文を確認した。

(24) 「猿投神社蔵 正安本文選(三)」(小林芳規 『訓点語と訓点資料』第十八輯 一九六一年)

(25) 船城俊太郎「白氏文集と色葉字類抄」(『人文科学研究』121号 二〇〇七年)